

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

《福祉用具貸与の例外給付とは》

介護保険の福祉用具貸与では、要支援 1、要支援 2、要介護 1（以下「軽度者」という。）の状態像からみて利用が想定しにくい種目（表 1）については、保険給付対象外となります。

しかし、軽度者であっても福祉用具が必要な状態である事例が存在するため、一定の要件を満たす場合には、例外的に保険給付の対象となります。

（表 1）

軽度者において保険給付の対象外となる種目
・ 車いすおよび車いす付属品
・ 特殊寝台および特殊寝台付属品
・ 床ずれ防止用具および体位変換器
・ 認知症老人徘徊感知機器
・ 移動用リフト（つり具以外）
・ 自動排泄処理装置（便を吸引するもの） （※）要介護 2・要介護 3 の者も対象外

（参考）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
車いすおよび付属品	保険給付対象外						
特殊寝台および付属品							
床ずれ防止用具 および 体位変換器							
認知症老人徘徊感知機器							
移動用リフト（つり具以外）							
自動排泄処理装置 （便を吸引するもの）							
歩行器	保険給付対象						
手すり							
スロープ							
歩行補助つえ							
自動排泄処理装置 （尿のみを吸引するもの）							

《例外給付の対象となる要件》

まずは1の要件を確認し、該当しない場合は2の要件を確認してください。

1 要介護認定基本調査の結果が、厚生労働大臣が定める者（表2）に該当している場合

この場合、市への申請は不要ですが、最新の調査結果をケアプランと一緒に保管しておいてください。

（表2）平成27年3月23日厚生労働省告示第94号第31号

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	左記に該当する基本調査の結果
① 車いすおよび 車いす付属品	(ア) (イ) のいずれかに該当する者	
	(ア) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 「3.できない」
	(イ) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	なし(※1)
② 特殊寝台 および 特殊寝台付属品	(ア) (イ) のいずれかに該当する者	
	(ア) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査 1-4 「3.できない」
	(イ) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3.できない」
③ 床ずれ防止用具 および体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3.できない」
④ 認知症老人 徘徊探知機	(ア)、(イ) いずれにも該当する者	
	(ア) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または 基本調査 3-2～3-7 のいずれか 「2.できない」 または 基本調査 3-8～4-15 のいずれか 「1.ない」以外 (その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。)
	(イ) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「4.全介助」以外

⑤ 移動用リフト (つり具以外) ※「昇降座椅子」については、「移乗」で判断する。	(ア) (イ) (ウ) いずれかに該当する者	
	(ア) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3.できない」
	(イ) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「3.一部介助」または「4.全介助」
	(ウ) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	なし(※1)
⑥ 自動排泄処理装置 ※ 尿のみを自動的に吸引するものは除く	(ア) (イ) いずれにも該当するもの	
	(ア) 排便において全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4.全介助」
	(イ) 移乗において全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4.全介助」

(※1) ①(イ)、⑤(ウ)は、該当する基本調査結果がないため、医師の所見確認およびサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントに基づいた、ケアマネジャーの判断により、保険給付対象となります。

この場合も、市への申請は不要ですが、医師の所見がわかる書類とサービス担当者会議録等を保管しておいてください。

- 2 1には該当しないが、疾病その他の原因により、表3のいずれかに該当することが、(1)～(3)の手続きを経て判断されている場合。 ※市への申請が必要です。

(表3)

I	日によって又は時間帯によって、頻繁に表2の状態像に該当する者 (例) パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
II	状態が急速に悪化し、短期間のうちに表2の状態像に該当するに至ることが 確実に見込まれる者 (例) がん末期の急速な状態悪化
III	身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等、医学的判断から表2の状態 像に該当すると判断できる者 (例) ぜんそく発作等による呼吸不全

(1) 医師の判断

福祉用具の必要性と、表3のI～IIIいずれの状態に該当するか、またその具体的な状態像について、医師から書面で回答を得る。(書面回答が難しい場合は、ケアマネジャーによるききとりでも可)

<注意事項>

「(疾患名)のため、(福祉用具)が必要である。」といった記載では、表3のI～IIIのどの状態像に合致するのか判断ができません。

福祉用具が必要であることの、具体的な状態像についての記載が必要です。

<記載例(特殊寝台の場合)>

- I パーキンソン病で、急激な症状の軽快・増悪が頻繁に起き、日によって、全く体を動かせない状態になるため、特殊寝台が必要である。
- II 末期がんで、急激な状態悪化により体が動かせなくなることが予想されるため、特殊寝台が必要である。
- III 重度の喘息発作があるため、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。

その他、福祉用具が必要な事例を8ページに掲載しております。ご参照ください。

(2) ケアマネジメントでの判断

(1) で福祉用具が必要と判断された場合は、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具の必要性について検討する。

(3) 区役所福祉課の確認

下記①～④の書類をそろえ、区役所福祉課の窓口へ申請する。

- ① 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認申請書（様式1）
- ② 医学的所見の確認書類
（主治医意見書、地域ケア連携報告シート、診断書等）
- ③ サービス担当者会議の内容がわかるもの
【要介護の場合】 サービス担当者会議の要点（第4表）
【要支援の場合】 介護予防支援経過記録
- ④ ②③に基づいたケアプラン
【要介護の場合】 居宅サービス計画書（第1表、第2表）
【要支援の場合】 介護予防サービス・支援計画表

※ 区役所福祉課の確認がとれた場合は、通知書を発行します。通知書に記載されている「保険給付の確認期間」が、例外的に介護保険の給付対象となる期間となります。

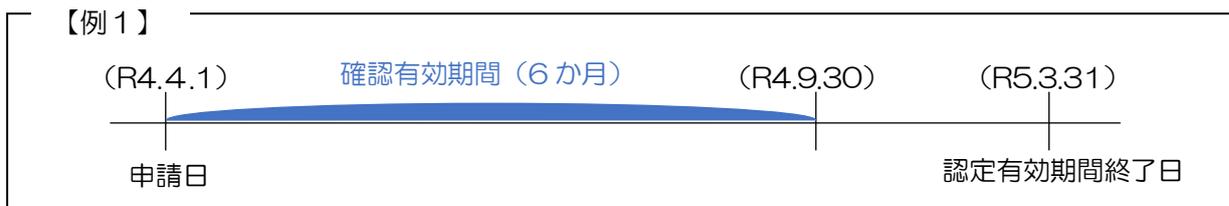
《保険給付の確認期間》

初日 = 申請日（事前連絡があった場合はその日）

期間 = 初日が属する月から起算して最長6ヶ月間

（初日から6か月経過する前に、認定有効期間が終了する場合はその日まで）

※申請前から利用していた場合、その期間は保険給付の対象とは認められません。



《確認後の見直しについて》

要介護の利用者については月1回のモニタリング、要支援の利用者については介護予防ケアプランの評価（最長6ヶ月）によって、福祉用具の必要性を見直し、その結果を記録しておいでください。見直しにより福祉用具が不要と判断された場合は、「貸与中止」となるため、区役所福祉課へご連絡ください。

《再申請が必要となる場合》

以下に該当する場合は、再度4～5ページ2（1）～（3）の手続きを行う必要があります。

- 確認有効期間終了後も継続して使用が必要な場合（期間終了前の手続きが必要です。）
- 福祉用具の種目を変更、追加する場合
- 区分変更申請をする場合
- 居宅介護支援事業所を変更する場合
（変更後の居宅介護支援事業所が、新たに手続きする必要があります。）

《注意事項》

- ※ 事後に行われた熊本市の実地調査及び監査等によって、必要な手続きが行われていないことが判明した場合、保険給付の返還対象となることがあります。

参考：福祉用具が必要となる主な事例

事例類型	事例内容（例）
Ⅰ 日内変動	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象(ON・OFF 現象)が頻繁に起き、日によって、全く体を動かせない状態になる。
	重度の関節リウマチで、朝方に関節のこわばりが強くなり、時間帯によって、体を動かすことができなくなる。
Ⅱ 急性増悪	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化することが予想される。
	筋萎縮性側索硬化症：ALS が進行し、体が動かせなくなりつつある。
Ⅲ 生命の危険	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。
	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。
	重度の逆流性食道炎(嚥下障害)で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。 (認知症などにより、クッションなどで対応できない場合に限る。)
	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。

- ※ 例示されていない疾病であっても、条件を満たしていれば給付対象となることがあります。
- ※ 例示されている疾病であっても、必ずしも例外給付の対象になるとは限りません。
あくまでも、福祉用具が必要な状態像に合致することが条件です。

熊本市 介護保険課
認定給付班
令和4年9月